事業系ごみ減量の 進め方を考える

まとめ：ごみ・環境ビジョン21 理事　小野寺 勲

自治体において事業所からの持込ごみの減量を進めるためには、清掃工場への搬入時の検査・指導や、事業所のごみ保管場所への定期的な立入検査・指導などが有効とされています。一方、自治体が事業所の自主的なごみ減量の取り組みを促す仕組みを提案し、助言や優良事業者の表彰を行うようにすることも重要です。

今回のセミナーでは、事業系ごみの減量について先進的な取り組みを行っている自治体と、自らごみ減量に熱心に取り組んでいる事業所に、その取り組み状況を伺い、事業系ごみの減量の進め方を考えることにしました。

今回は、事業系ごみの減量というテーマだったので、自治体職員の方々が多数参加され、ほぼ満席の盛況でした。また、当日は、自治体の廃棄物行政研究の第一人者である、東洋大学経済学部教授の山谷修作先生も傍聴されており、4つの事例発表について会場から次のようなコメントをいただきました。

山谷先生のコメント

■ 台東区の事例

区の収集を利用する中小規模事業者については、戸別収集の導入によって、「事業系有料ごみ処理券」の貼付や分別の徹底を指導できるようになっています。また、事業用大規模建築物の排出指導対象は延べ床面積3,000㎡以上が一般的ですが、それを1,000㎡以上に引き下げ、指導対象を広げています。事業系ごみ対策では、排出指導のノウハウをいろいろと蓄積してきています。

■ 立川市の事例

清掃工場での搬入物検査をきめ細かく行っているので、感心しました。少量排出事業者専用指定袋制度では、少量排出事業者が市の収集に排出する際に利用する専用指定袋を、収集運搬業者が販売しており、収集運搬業者の役割をきちんと位置付けています。また、1カ月30枚に限定し、それを超える場合には収集運搬許可業者に収集を委託してもらうようにしています。非常にいい制度だと思います。

■ スーパーアルプスの事例

食品廃棄物のリサイクルでは、分別が不十分でも受け入れるという利点があるバイオガス化を選択しています。食品ロスについては、欠品を防ごうとすると、どうしても売れ残りが出てしまうというジレンマがあるが、発注システムを活用し、適正な発注を目指しているとのことです。店頭回収では、空き缶や一部の店舗ではレジ袋も回収しており、先駆的な取り組みを行っています。

■ 事業所としての日野市役所の事例

早い時期に情報マネジメントシステムのＩＳＯ14001を取得して省エネやごみ減量に取り組み、成果を上げてきました。一番感心したのは、他自治体と連携して相互監査をしていることです。それによって客観的な評価をされ、気づかなかった点を指摘してもらえるわけで、非常にいいシステムだと思います。

台東区　区のごみの７割を占める事業系ごみを減らすには！

台東区 環境清掃部 清掃リサイクル課 課長　赤塚洋一さん

台東区の地域特性

台東区には、観光客でにぎわう上野・浅草の二大繁華街があり、そこには、国内外から多くの来訪者を集めるアメ横、仲見世通り、合羽橋道具街など特徴的な商店街が存在しています。また、地場産業として卸売業が多数集積している地域もあり、現在でも皮革関連産業が盛んです。

台東区のごみの状況

地域特性を反映し、平成 26 年度のごみ量（資源を除く）80,358 t のうち、家庭系ごみ（区収集）は約 35%で、事業系ごみが約 65%を占めています。事業系ごみの内訳は、持込ごみ（業者収集）が約 44%、区収集ごみが約 21%となっていて、持込ごみは漸増傾向にあります。

一般廃棄物処理基本計画

● 計画期間

平成 23 ～ 32 年度の 10 年間。

● 目標値 ※平成 21 年度比

①区民 1 人あたりの区収集ごみ量 30%削減

②資源回収率 8%アップ

● 事業系ごみへの取り組みの方向性

①自己処理責任の徹底による事業系ごみの減量と資源化の促進

②事業系ごみの民間収集への移行促進

● 事業系ごみ減量に向けた取り組み

①中小規模事業者に対する排出指導および戸別収集の拡大

②大規模事業者に対する排出指導

③事業系ごみ・資源の民間収集の仕組みづくり

事業系ごみ減量に向けた取り組み

● 中小規模事業者に対する排出指導

①区収集を利用する中小規模事業者（1 日のごみ・資源排出量 50 kg未満）に対して、ごみ・資源に「事業系有料ごみ処理券」（23 区共通）を適正に貼付して排出するよう説明・指導を行います。

②事業系ごみ・資源の排出量や内容に応じて、ごみ・資源の適切な処理方法などを助言できる体制を構築します。

③民間業者による収集を利用している事業者に対して、ごみ・資源の排出について指導・助言を行うことができる体制づくりに努めます。

● 戸別収集の拡大

平成 25 年 4 月～平成 28 年 3 月の 3 年間をかけて、家庭系・事業系の燃やすごみ・燃やさないごみの戸別収集を区内全域に拡大しました（資源は従来どおり集積所収集）。

＜事業系への効果＞

①排出者責任が明確になることから、分別が改善され、ごみ減量につながることが期待できる。

②排出事業者を特定しやすくなり、個々の事業者に対して事業系有料ごみ処理券の適正貼付や分別の徹底を指導できるようになった。

③多量排出事業者に対して、民間業者による収集への移行の案内・指導を行えるようになった。

● 大規模事業者に対する排出指導

事業用大規模建築物（延べ床面積 1,000 ㎡以上）の所有者に対し、ごみの減量・再利用・適正処理を徹底してもらうため再利用計画書の提出を義務付け、計画書に基づいた管理が行われるよう指導・助言。

＜指導内容＞

①廃棄物管理責任者の選任

②再利用計画書の提出（毎年）

③ 3 年に 1 回程度の立入検査の実施

④廃棄物管理責任者への講習会の実施

● 事業系ごみ・資源の民間収集の仕組みづくり

上野・浅草両繁華街の毎日収集を平成 21 年 3 月をもって停止したことにより、繁華街では民間業者による収集への移行が進みました。経済性・効率性に優れた仕組みを構築するため、さらなる民間収集への移行を促進していきます。

立川市　燃やせるごみ 50%減量に向けて ～事業系ごみの減量～

立川市 環境下水道部 ごみ対策課 課長　太田弘幸さん

立川市のごみの状況

平成 26 年度のごみ量（資源を含む）48,375 t のうち、事業系ごみは約 26%。燃やせるごみ 32,608 t のうちの約 34%は事業系。事業系ごみは、ほぼ横ばいで推移。

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

（平成 22 年策定・平成 27 年改定）

● 計画期間

平成 27 ～ 36 年度の 10 年間

● 数値目標　※平成 19 年度比

①ごみ排出量（資源を含む）を 30%減量
（平成 26 年度実績は約 22%減量）

②燃やせるごみの量を 50%減量
（平成 26 年度実績は約 29%減量）

③資源化率 約 45%
（平成 26 年度実績は約 40%）

● 事業系ごみ減量に向けての重点事業（主なもの）

① 啓発活動の強化
② 清掃工場における搬入物検査
③ 厨芥類の資源化
④ 分別の徹底
⑤ 紙類のさらなる資源化

清掃工場における搬入物検査

収集運搬許可業者によって清掃工場に持ち込まれる事業系の燃やせるごみは、抜き打ち検査を行います。抜き取ったごみをごみ検査機というベルトコンベアの上に展開し、資源化可能な紙類、びん、缶、ペットボトル、プラスチック類や不燃物などの不適物の混入を搬入物検査基準に基づいて検査をします。

平成 27 年 7 月から、事業系ごみのさらなる減量に向けた取り組みとして搬入物検査基準を厳しくしました。検査基準に照らして不適物の混入が多い場合は持ち帰ってもらうとともに、収集運搬許可業者へ通知して、排出事業者の特定および改善提案書の提出をするよう指導しています。

排出事業者等への訪問指導

● 排出事業者への訪問指導

年度	多量排出事業者	少量排出事業者
平成 22 年度	5 社	
平成 23 年度	31 社	
平成 24 年度	154 社	
平成 25 年度	52 社	81 社
平成 26 年度	14 社	135 社

※多量排出事業者：1 日平均ごみ排出量 10 kg以上
少量排出事業者：1 日平均ごみ排出量 10 kg未満

● 公共施設等への訪問指導

国、都の関係機関や市の関連施設、小中学校にも繰り返し訪問し、必要な指導・助言を行っています。

分別の徹底

燃やせるごみには、紙類やプラスチック類などの資源化可能物が混入しており、分別の徹底が必要。

民間事業者による中継施設の設置

オリックス資源循環（本社：埼玉県寄居町）が平成 27 年 12 月に立川市内に事業系ごみの中継施設を設置し、市内で発生する事業系ごみの処理受託サービスを開始しました。

収集運搬許可業者が排出事業者から燃やせるごみを収集して中継施設へ搬入し、そこで大型トラックに積み替えて同社寄居工場へ運びます。寄居工場では、ガス化溶融炉でスラグやメタルなどにリサイクルするほか、精製ガスを敷地内の発電施設で発電用燃料として利用します。

少量排出事業者専用指定袋制度

少量排出事業者については戸別収集（家庭ごみとは別に）。専用指定袋の種類は、燃やせるごみ用、燃やせないごみ用、プラスチック・ビニール・ペットボトル用の 3 種類（各 40 ℓ）。購入は地域別の担当収集運搬業者を通じて。1 カ月 30 枚に限定し、それを超える場合は多量排出事業者となり利用不可。

事業所　スーパーアルプスのごみ減量の取り組み ～食品スーパーの事例～

（株）スーパーアルプス 店舗営業部　星野弘明さん

会社の概要

本社は八王子市。設立は 1962 年。店舗数は、八王子市に 14 店舗、日野市に 3 店舗、あきる野市、町田市、羽村市に各 1 店舗、神奈川県に 6 店舗、埼玉県に 3 店舗の全部で 29 店舗。

「お客様から信頼される企業」を目指しており、キーワードは「環境」「安全」「自信の品」。

● 環境と安全

全店に電解水生成装置を導入し、食塩水を電気分解して強電解水をつくり、店内のあらゆる場所で、それを使って徹底した衛生管理を行っています。洗浄能力に優れる強アルカリ性の電解水と、除菌能力に優れる強酸性の電解水をつくれます。使用後はすぐに分解されて通常の水に戻るので、調理機器や食品に残らず、環境にもやさしい。

●「自信の品」

「安全で、美味しい」商品には「自信の品」のマーク（写真）をつけています。各部門のバイヤーがものづくりの名人たちと話しあって開発した商品で、お客様に自信をもってお薦めしています。

食品廃棄物のリサイクル

当社の食品廃棄物は、現在、大田区城南島のスーパーエコタウン内にあるバイオエナジーに持ち込んでリサイクルしています。17 店舗分を持ち込んでおり、リサイクル率は 39.9%。当初は、千葉県にある堆肥化施設に委託していたが、閉鎖したので、バイオエナジーに切り替えました。

バイオエナジーでは、食品廃棄物をメタン発酵させ、発生したバイオガスを発電と都市ガスに利用しています。同社の場合は、受け入れた食品廃棄物を破砕・選別し、発酵に不適なものを除去してメタン発酵の原料としており、分別が不十分でも受け入れるという利点があります。

紙ごみのリサイクル

ゲボール（ボール紙）という紙ごみがあります。当社では、以前からダンボール回収業者に引き渡してリサイクルしています。他のスーパーでも 2、3 年前から資源回収業者に出すようになったが、その前は可燃ごみとして行政に持ち込んでいました。当社では、紙ごみはできるだけ資源として出すようにしてきました。

食品ロス対策

欠品を防ごうとすると、品揃えしなければならず、どうしても消費期限や賞味期限が近いものの売れ残りが出てしまいます。売れ残りは、値引きシールを貼って売っているが、さばき切れず食品ロスとなっています。

食品ロスを減らすために、発注システムを活用し、適正な発注を目指しているところです。これは永遠の課題です。

店頭回収

店頭回収品目は、ペットボトル（ＰＥＴ素材の卵パックを含む）、トレイ（白色トレイ、その他発泡スチロール容器、その他プラスチックトレイ）、紙パック（アルミ付きを含む）、空き缶（あらゆる缶）、ペットボトルキャップ、レジ袋（一部の店舗のみ）。回収ボックスは通常 4 個（ペットボトル用、トレイ用、紙パック用、空き缶用）。

ペットボトルキャップは、障害者施設に引き渡しています。障害者施設では色による分別やシールはがしをし、収入となっています。

びんの回収は以前行ったことがあるが、現在は行っていません。びんは色で分別しなければリサイクルができず、分別に手間がかかることから産廃として処理していたが、費用負担が大きいので中止しました。

事業所

日野市役所の環境マネジメントシステム ～オフィスの事例～

日野市 環境共生部 環境保全課 課長補佐　成澤綾子さん

環境マネジメントシステムとは

環境マネジメントシステム(EMS＝Environmental Management System）とは、組織や事業者が、その運営や経営の中で環境保全に関する取組みを進めるに当たり、環境保全に関する方針、目標、計画等を定め（Plan)、実行・記録し（Do)、その実行状況を点検して（Check)、必要に応じて方針等を見直す（Act）というＰＤＣＡサイクルを用いた一連の手続きのこと。

ＩＳＯから「ひのエコ」へ

日野市役所では、平成 12 年 12 月に、国際標準化機構（ISO) が策定した環境マネジメントシステムの国際規格である ISO14001 の認証を取得しました。

その後、省エネやごみ減量の取り組みが職員に定着してきたことや、他自治体との連携による相互監査を始めたことから、平成 24 年 12 月にＩＳＯの認証を返上し、独自に運用して自らがシステムに適合していることを宣言する「ISO14001 自己適合宣言」へ移行しました。

さらに、平成 26 年 4 月からは、日野市の事務事業における環境負荷の低減と環境保全への積極的な貢献を行う仕組みを確立し、運用することを目的として、日野市独自の環境マネジメントシステムである「ひのエコ」での取り組みを開始し、現在に至っています。

これまでの成果

平成 26 年度のエネルギー使用量をＩＳＯ導入前の平成 11 年度と比べると、電気は約 9%、ガスは約 12%、水道は約 46% の削減。平成 26 年度の本庁舎の可燃ごみ排出量は、平成 11 年度と比べ約 92%減量。

改善事例

職員提案などにより廃止・撤去したものは、お茶くみ、電子レンジ、冷蔵庫、電気ポット、ごみ箱など。普及したものは、マイポット、資料の電子化など。

「ひのエコ」の取り組み

● 対象施設

原則として、日野市の全公共施設。

（ＩＳＯでは、本庁舎など市の大きな施設のみ）

● 推進のポイント

これまで培った精神を継承し、さらなる省エネ・ごみ減量に向けて、職員一人ひとりがやりがいをもって成果を出していくことや、出先職員を含め全職員一丸となって取り組むことが重要。

● 運用のポイント

・職員一人ひとりの取り組み
・管理職によるリーダーシップ
・所管課と施設の連携

● ＰＤＣＡサイクルによる継続的改善

Plan（計画）→ Do（実施・運用）→ Check（点検・評価）→ Act（見直し）→ Plan（計画）・・・

● ゼロエミッション

ゼロエミッション（廃棄物排出ゼロ）に近づけることを目標に、ティッシュペーパー以外の紙類はすべてリサイクルし、業務に関係のないごみは出さないという取り組みを推進しています。

●「クローズアップ優秀部署」の表彰

環境にプラスとなる取り組みを行っている部署を「クローズアップ優秀部署」として表彰しています。

あさひがおか保育園の事例では、運動会の時にごみ分別競争を取り入れており、園児が楽しみながらごみ分別のルールを学ぶことができます。

他自治体との相互監査

平成 24 年度から、日野市、調布市、昭島市、府中市が連携して、環境マネジメントシステムの相互監査を実施しています。内部監査の客観性を保つためには、第三者による評価が必要だからです。それによって、客観的に評価されるとともに、内部監査の緊張感が生まれ、他市との情報交換が可能になります。

平成 26 年 9 月に、4 市で相互監査に関する覚書を交わしています。